

井田病院マニフォールド更新整備委託仕様書

1 目的

本件は、井田病院の医療ガス設備のマニフォールド設備の更新整備を専門的見地から行うことを目的とする。

2 委託期間

受託日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院

4 委託の内容

受託者は、「診療の用に供するガス設備の保安管理について」（健政発第410、650号）の指針にしたがって、更新作業を行うものとする。また、医療ガス設備の安全性並びに機能を常時保持し、院内に安定した医療ガスの供給を行いながら、本作業を完了すること。

なお、作業日については川崎市の担当者と協議のうえ決定するものとする。

5 受託者の条件

受注者は医療法第15条の3第2項、医療法施行規則第9条の13に定める基準を満たさなければならない。

6 更新設備について

マニフォールド設備の設備方式、仕様等については、図示による。

本工事に使用する材料等は、図示による品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有すること。

また、各種試験を行うこと。

7 報告書の提出

作業完了後に、各種写真等業務完成図書を提出すること。また、発注者へ完了届を提出し承諾を受けること。

8 感染防止対策

業務遂行にあたり、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、作業を行うこと。また、万が一作業員が感染症等に感染した場合には、病院の指示に従い、当該作業員への措置及び他の者に感染することが無いように感染対策を迅速に講ずること。

なお、これらの措置にかかる費用については、受注者の負担とする。

9 委託料の請求

委託料は、業務終了後、病院の指定する方法で遅滞なく請求するものとする。

なお、支払い回数は1回とする。

10 その他

必要に応じて発注者と協議行うこと。